

補 足 説 明 資 料

（金融所得課税関係）

目 次

・ 住民基本台帳ネットワークシステムの構築	1
・ 住民基本台帳ネットワークシステムのイメージ	2
・ 住民基本台帳ネットワークでひらく I T 社会	3
・ 勧告事項① 適用業務等の的確な実施	4
・ 資料 住民基本台帳ネットワークシステムからの情報利用のイメージ	5
・ 兵庫県独自の本人確認情報の利用・提供に係る条例等について	6
・ 公的個人認証サービス	8
・ 金融番号制度に住基ネットを活用することについて	9
・ 住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成11年8月18日法律第133号）についての国会審議 過程における内閣総理大臣答弁等（抜粋）	10

住民基本台帳ネットワークシステムの構築

趣旨

各種行政の基礎であり居住関係を公証する住民基本台帳のネットワーク化を図り、4情報〔氏名・住所・性別・生年月日〕と住民票コード等により、地方公共団体共同のシステムとして、全国共通の本人確認ができる仕組みを構築します。

住民票コード＝すべての住民票に重複なく記載された11桁の番号。住民は申請によりいつでも変更請求が可能。

システムの活用

平成14年8月5日から

- ・行政機関への本人確認情報の提供
→住民票の写しの添付や現況届の省略が可能に

平成15年8月25日から

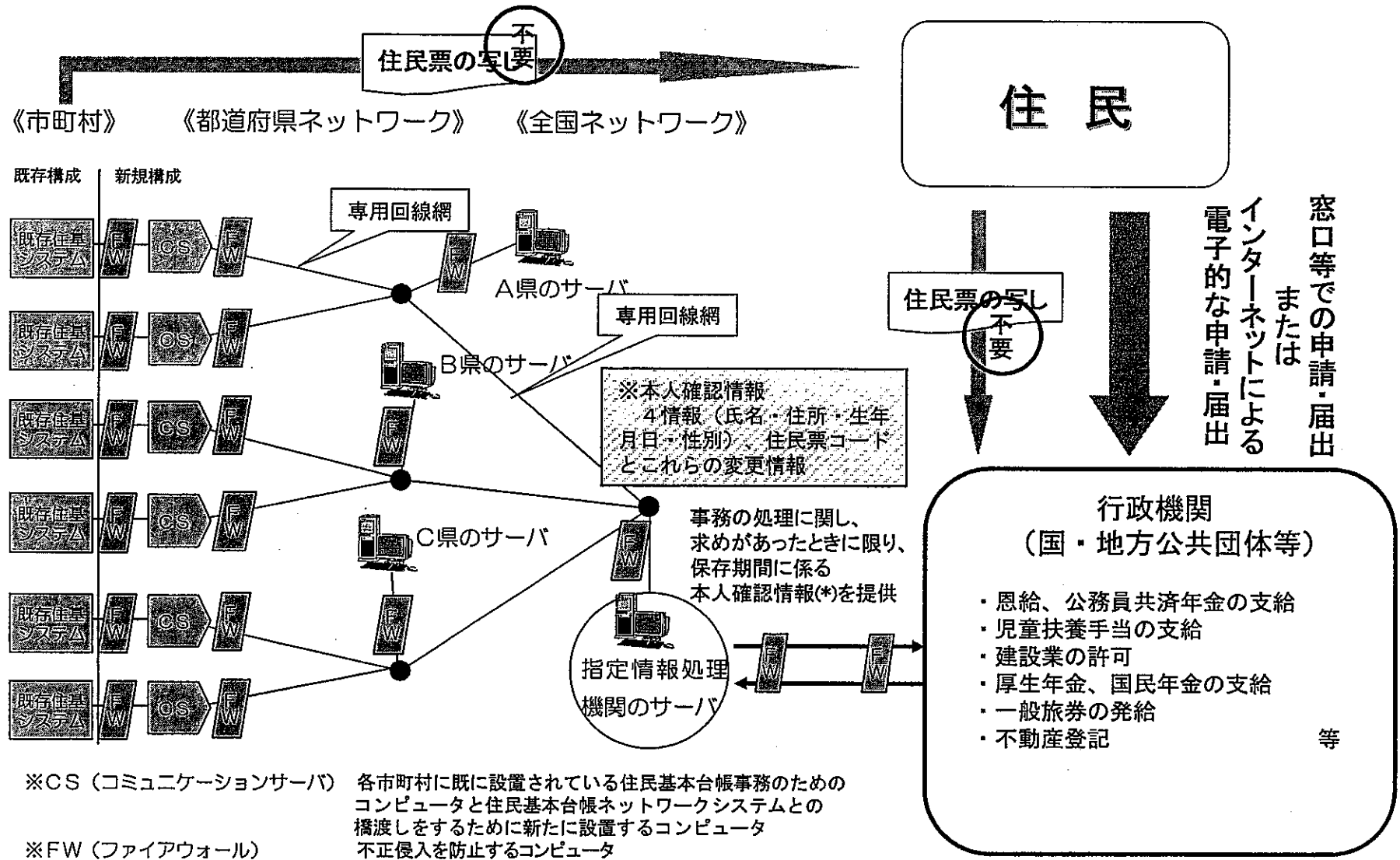
- ・住民票の写しの広域交付
→全国どこの市町村でも自分の住民票の写しがとれるように
- ・転入転出の特例
→引越の手続で窓口に行くのは転入時1回だけに

e-Japan重点計画に基づく
電子政府・電子自治体の
基盤のために

- ・公的個人認証サービスへの活用
(平成16年1月29日から運用)
- ・申請・届出等手続のオンライン化に際し、住民票の写しの添付に代えて、本人確認情報を提供

- ・住民基本台帳カードの交付
→転入転出特例等で活用
→条例で定める機能を追加可能
→本人確認書類としても活用

住民基本台帳ネットワークシステムのイメージ



※CS (コミュニケーションサーバ) 各市町村に既に設置されている住民基本台帳事務のためのコンピュータと住民基本台帳ネットワークシステムとの橋渡しをするために新たに設置するコンピュータ

※FW (ファイアウォール) 不正侵入を防止するコンピュータ

住民基本台帳ネットワークでひらくIT社会

平成14年8月5日

住基ネット1次稼働

・行政機関への
本人確認情報の提供

平成15年8月25日

住基ネット2次稼働

・住民基本台帳カードの交付
・住民票の写しの広域交付／転入転出手続の簡素化

平成15年4月から実施

◎次のような行政手続を行う際、住民票の写しの提出が不要となる。

- ・パスポートの交付申請（年間約500万件）
- ・建設業の技術検定の受検申請（年間約15万件）
- ・宅建取引主任者資格の登録申請（年間約2万件）※
- ・宅建取引業の知事免許（年間約2万件）※

〔※ 準備の整った都道府県から順次実施〕

◎恩給受給者が毎年提出する受給権調査申立書に市町村長の証明を受ける必要がなくなる。

（年間約140万件）

◎共済年金（地方公務員、国家公務員、私立学校教職員）・戦没者遺族等援護年金の受給者が毎年提出していた現況届又は身上報告書の提出が、加給年金額対象者等を除き、不要となる。

（年間約200万件）

平成16年1月29日
から実施

◎住基ネットから情報提供を行うことにより、公的個人認証サービス※が実施可能となる。

※ インターネットで行行政手続を行う場合、第三者による情報の改ざんの防止・通信相手の確認を行うサービスを全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供する制度

今後の予定

◎住民票の写しの提出が求められる大半の行政手続で住民票の写しの提出が不要となる。

（年間約2500万件以上）

◎国民年金・厚生年金の現況届の提出が原則、不要となる。

（年間約2000万件）

◎公的個人認証サービス等の活用により、大半の行政手続をインターネットで行うことが可能となる。

- ・戸籍謄抄本交付請求（年間約3500万件）
- ・住民票の写しの交付請求（年間約8500万件）
- ・婚姻届・離婚届（年間約100万件）
- ・住民基本台帳カード保有者の転出届（年間約200万件）
- ・所得税の確定申告（年間約700万件）
- ・パスポート交付申請（年間約500万件）
- ・国民年金・厚生年金の裁定請求（年間約80万件）

勧告事項① 適用業務等の的確な実施

現状・実態

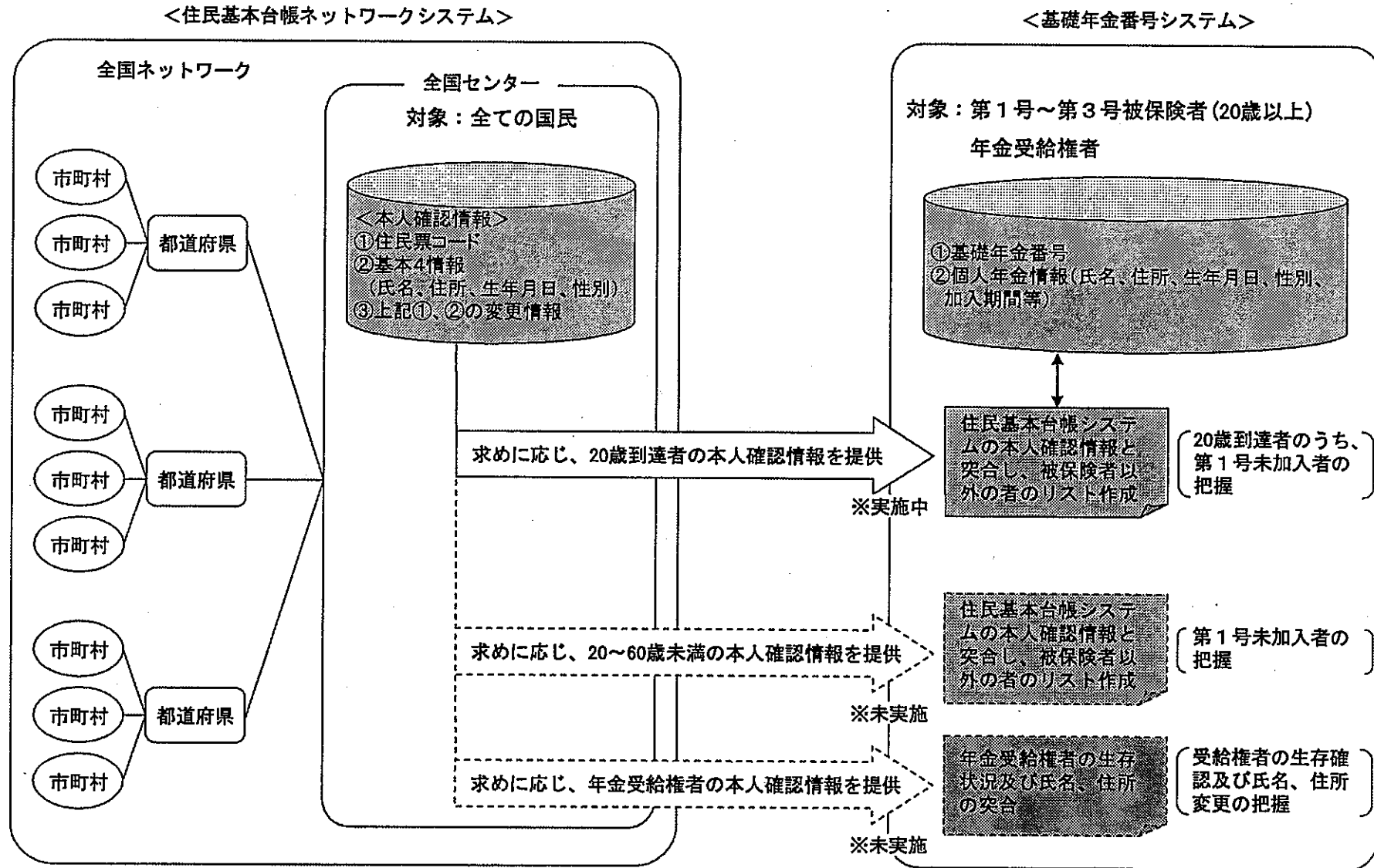
- 20歳に到達する者のうち、第1号未加入者（参考1）の把握については、既に住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネットシステム」という。）を活用
それ以外の第1号未加入者を未把握。同様に、住基ネットシステムから情報提供を受け把握することが可能
・ 第1号未加入者数：63万3,000人（平成13年10月 社会保険庁推計）
 - 年金受給権者の現況届（年1回）、氏名及び住所変更届については、住基ネットシステムを利用できるとされていることから、住基ネットシステムの活用により、その廃止が可能
・ 年金受給権者の現況届出数：2,628万件 氏名及び住所変更届出数：199万件（平成14年度）
- （参考1）第1号未加入者：第1号被保険者（参考2）になるべき者であって、加入手続を行っていないため基礎年金番号を有していないもの
- （参考2）国民年金の被保険者
- ① 第1号被保険者：日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって、次の②及び③のいずれにも該当しないもの
 - ② 第2号被保険者：厚生年金保険その他の被用者年金各法の被保険者又は組合員若しくは加入者
 - ③ 第3号被保険者：第2号被保険者の被扶養配偶者であって20歳以上60歳未満の者

（次ページの住民基本台帳ネットワークシステムからの情報利用のイメージ参照）

勧告要旨

- 住基ネットシステムを活用することにより、
 - ① 第1号未加入者を把握すること。
 - ② 年金受給権者の現況届を廃止すること。
 - ③ 年金受給権者の氏名及び住所変更届を廃止することを検討すること。

資料 住民基本台帳ネットワークシステムからの情報利用のイメージ



兵庫県独自の本人確認情報の利用・提供に係る条例等について

- 1 住民基本台帳法により、県は法律で定められた事務のほかに、独自に条例を定めることにより、県民の本人確認情報（氏名、住所等）を利用・提供することができる。
- 2 本県では、県民の利便性の増進と行政の効率化を図るため、本人確認情報保護審議会答申で提言された32事務のうち31事務について条例を定めて、本人確認情報を利用・提供する。
- 3 併せて、本人確認情報の適正な取扱いに関する県の責務、漏えい等の場合における運用停止等の必要な措置等を条例に定めるとともに、県民の利用停止請求権、目的外に利用した職員の罰則規定を創設する個人情報保護条例の改正を行い、本人確認情報の保護に万全の措置を講じる。

1 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の制定

趣 旨

- ・ 本人確認情報の提供、利用及び保護に関して必要な事項を規定

県の責務

- ・ 本人確認情報の提供、利用及び保護に関して、その適正な取扱いを確保するための施策を策定し、実施する責務

利用・提供事務

- ・ 知事の利用に係る事務
- ・ 教育委員会等への提供に係る事務
- ・ 県内市町への提供に係る事務
→利用・提供事務は別紙

提 供 方 法

- ・ 電子計算機から電気通信回線を通じて電子計算機に送信する方法

本人確認情報の保護

- ・ 漏えい・滅失・き損等の場合の、運用停止等必要な措置
→住基法30条の29の具体化 運用停止の明文化は都道府県初
- ・ 開示決定等に係る不服申立てがあった場合に、本人確認情報保護審議会で審議
- ・ 提供、利用及び保護の状況の公表（毎年）

2 兵庫県本人確認情報保護審議会条例の改正

委員の罰則

- ・ 守秘義務違反：1年以下の懲役又は3万円以下の罰金

(別 紙)

利用・提供事務(31事務)

(1) 利用事務

- ① 県知事が申請者等に住民票の写しの添付を求めている事務→住民の利便性の増進
..... 21事務

事 務 名	事 務 名
被爆者健康手帳	阪神大震災に係る不動産取得税の減免
浄化槽保守点検業者の登録・届出	県立神出学園の入学手続等
新規成長事業等の認定	県立山の学校の入学手続等
採石業者の登録・届出	伝統的工芸品産業功労者等表彰
砂利採取業者の登録・届出	自動販売機による図書類販売の届出
地方卸売市場の開設・卸売業務の許可、地方卸売市場の開設者等の地位承継の許可	農薬販売業者の届出
農地転用等の許可	防除業者の届出
開発行為の許可等	土地改良区役員の就任等の届出
恩給受給権の存否調査(恩給条例分)	土地改良区清算人の就任等の届出
介護福祉士等の修学資金の貸付	新住宅市街地開発事業に係る造成地等の権利処分の承認
既存住宅・住宅用土地の取得に係る不動産取得税の特例控除等	※茨城県、長崎県、岐阜県が利用条例制定済

- ② 県知事が自ら住民票の写しをとっている事務→行政の効率化 7事務

事 務 名
個人事業税
自動車税
不動産取得税
県税その他徴収金の徴収に係る滞納者等の住所等の確認
自動車税減免に係る対象者の住所等の確認
三つ葉場利用税又は軽油引取税についての規則調査に係る納税義務者の住所等の確認
公共事業用地の取得に係る権利者の住所等の確認

※

(現 状) 郵便又は出張により市町役場で転出先住所等を確認
↓
(住基ネット利用) 瞬時に確認
(全国初)

(2) 提供事務

- ① 行政委員会への提供事務→住民の利便性の増進 3事務

事 務 名	提供先
市町村立学校の職員の退職年金の給付	教育委員会
立候補届	選挙管理委員会
収用・使用の裁決・協議	収用委員会

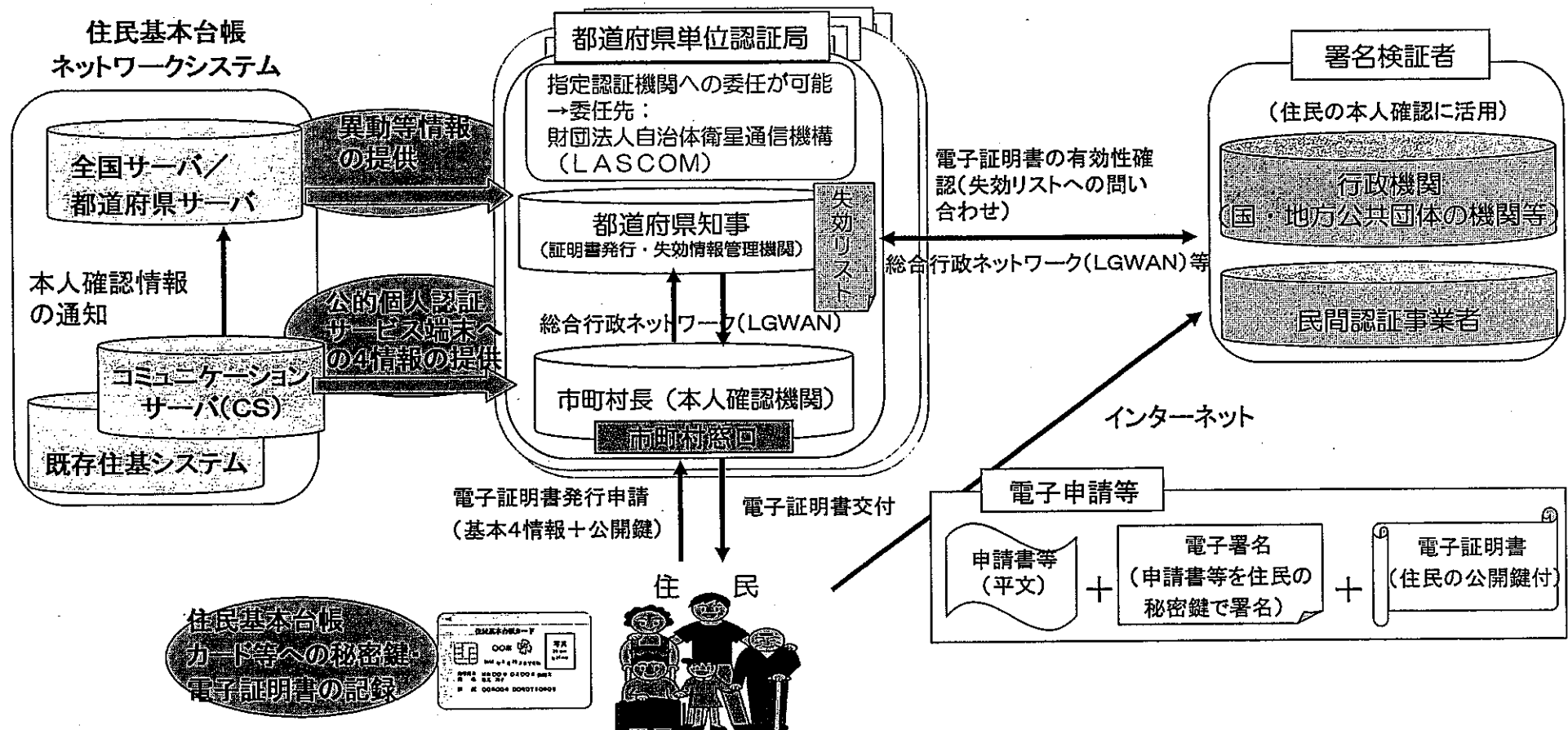
- ② 県内市町への提供事務→市町行政の効率化

事 務 名
市町税等の賦課に係る納税義務者の住所等の確認
市町税等その他徴収金の徴収に係る滞納者等の住所等の確認
※個人市町民税(併せて賦課徴収される個人県民税を含む)、 固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、等
公共事業用地の取得に係る権利者の住所等の確認

公的個人認証サービス

○ 成りすまし、改ざん、送信否認などのデジタル社会の課題を解決しつつ、電子政府・電子自治体を実現するためには、確かな本人確認ができる個人認証サービスを全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供することが必要。

→ 平成16年1月29日、公的個人認証サービスの提供を開始。
(電子証明書の有効期間3年間、発行手数料500円)



金融番号制度に住基ネットを活用することについて

1. 考えられる効果

- ・ 金融番号を付番する際に確実に本人確認を行うことにより、二重付番を防止できる
- ・ 付番した後、住所等の異動情報の把握が簡便確実に可能
(これにより、例えば、賦課・申告等の際、現住所等の現況把握が可能)

2. 必要となる住民基本台帳法の規定改正等

I 住基ネットを本人確認や住所異動の確認に利用する場合 (金融番号には住民票コードを使用しない)

都道府県が本人確認情報を提供するものとしている国の機関等を定めている規定 (法別表第一に追加)

II 住民票コードをそのまま金融番号として使用する場合

1 都道府県が本人確認情報を提供するものとしている国の機関等を定めている規定 (法別表第一に追加)

2 住民票コードの民間利用を制限している規定

(住民票コードの利用制限等)

第30条の43

市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関、指定情報処理機関又は別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人 (以下この条において「市町村長等」という。) 以外の者は、何人も、自己と同一の世帯に属する者以外の者 (以下この条において「第三者」という。) に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

2 市町村長等以外の者は、何人も、その者が業として行う行為に関し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約 (以下この項において「契約」という。) の申込みをしようとする第三者若しくは申込みをする第三者又はその者と契約の締結をした第三者に対し、当該第三者又は当該第三者以外の者に係る住民票に記載された住民票コードを告知することを求めてはならない。

3 市町村長等以外の者は、何人も、業として、住民票コードの記録されたデータベース (第三者に係る住民票に記載された住民票コードを含む当該第三者に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものをいう。以下この項において同じ。) であつて、当該住民票コードの記録されたデータベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構成してはならない。

3 住民票コードの利用を居住関係の確認に限定している規定

(都道府県知事の事務)

第30条の7

3 都道府県知事は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し、住民の居住関係の確認のための求めがあつたときに限り、政令で定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報 (第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報であつて同条第三項の規定による保存期間が経過していないものをいう。以下同じ。) を提供するものとする。

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成11年8月18日法律第133号）に
ついての国会審議過程における内閣総理大臣答弁等（抜粋）

○ 小渕内閣総理大臣答弁（平成11年6月10日 衆議院地方行政委員会）

なお、将来的な各行政分野における住民票コードの活用につきましては、住民基本台帳法の趣旨、目的及び各行政制度の趣旨等を十分勘案し、法改正の際には慎重かつ適切に判断されるべきものと考えております。

○ 野田自治大臣答弁（平成11年7月22日 参議院地方行政・警察委員会）

将来、納税者番号制度を、政府税調においても十年この方御検討いただいております、まだ結論が出ておる状況にはございません。これを実際にやるとなれば、主税局長から先ほども御答弁がありましたが、いろんな角度から検討をしてもらわなければならないテーマであります。その上でこれをやるべしという結論が出た場合に、具体的な手法として、この住民基本台帳システムによる住民票コードナンバーを活用するというのも一つの方法かもしれないし、あるいはその他の、今までの検討の中では社会保険番号を活用するのも一つの方法かもしれない、いろんな議論があることは御承知のとおりであります。そういう全体的な中で、いわば全くその可能性をゼロだと言い切ってしまうのはいかなものかとは思いますが、しかし、断定的にこれが納税者番号制度導入への第一歩であるという位置づけにはならないというふうに考えております。

この点で、納税者番号制度をぜひ入れるべきだと、しかもそれにこれを活用すべきだという議論が人によってはあるのかもしれませんが、またそれはだめだという議論があるのかもしれませんが、そこは、納税者番号制度導入をぜひというところをきちんと踏まえた議論がまず行われて、それから後の話になるのではないかというふうに思います。